

# 運営規程

社会福祉法人 博愛会 / 生活介護

生活介護 ときぞう

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の設置、経営する「生活介護 ときぞう」(以下「事業所」という。)が行う生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)に対し、適切な生活介護を提供するため、必要な事項を定めます。

(運営方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地

ア 名称 生活介護 ときぞう

イ 所在地 鳥取県米子市一部379-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容

ア 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮、命令を行います。

イ サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います

- ・利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。

ウ 生活支援員 1人以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行います。

ウ 看護師 1名以上

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行います。

(営業日、営業時間及び提供時間)

第5条 営業日、営業時間及び提供時間は、下記のとおりです。

ア 月曜日から土曜日

ただし、営業日数は各月の日数から8を減じた日数の範囲です。

イ 営業時間 8:30~16:30

(利用定員)

第6条 利用定員は、6名です。

(主たる対象とする利用者)

第7条 事業の主たる対象とする利用者は、特定しません。

(サービスの内容)

第8条 事業所で行うサービスの内容は、下記のとおりです。

ア 食事の提供

イ 入浴又は清拭

ウ 身体の介護

エ 機能訓練

オ 創作的活動

カ 生産的活動

キ 余暇活動

ク 健康管理

ケ 利用者又は家族に対する相談及び助言

コ 送迎

(利用者から受領する利用料金)

第9条 利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、関係市町村が定める額とします。

2 前項に掲げるもののほか、そのサービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者又は家族に負担させることが適当と認められる費用

ア 食事の提供に係る費用

イ 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる実費相当額

3 事業所は、前二項の利用料の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、利用者又は家族に対して事前にその内容及び料金を文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をいただきます。

(実施地域)

第10条 通常の実施地域は、米子市とします。

なお、上記以外の地域については別途、相談を受付けます。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたってその家族は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者やその家族に迷惑を及ぼすような言動をしてはなりません。

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービスを提供しているときに利用者の身体又は精神の状態が急変したり、その他緊急事態が生じたりした場合は、速やかに家族及び医療機関に連絡するとともに、その状況に応じて医療機関に救急搬送するなど必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第13条 サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

2 非常災害に関する具体的な計画を立て、利用者及びその家族、従業者への周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を随時、確認し、災害時には、適切に避難等を行います。

3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

(契約時の文書の交付)

第14条 サービスの提供にあたり、利用者及びその家族に対しては、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付のうえ説明します。

2 契約締結に際しては、提供するサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した重要事項説明書を交付します。

(サービス提供の記録)

第15条 サービスを提供したときは、その提供日、内容、実績日数、利用料その他必要な事項

を記録し、その完結の日から5年間保存します。

(勤務体制の確保等)

第16条 従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修を下記のとおり行います。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

(衛生管理)

第17条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等については、衛生的に管理します。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他重要事項を掲示します。

(秘密保持)

第19条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。

- 2 事業者は、従業員でなくなった後においても、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約時に誓約させます。

(苦情解決)

第20条 サービスの提供に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第21条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村や利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 サービスの提供にあたって事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

第22条 事業者は、生活介護事業のサービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明します。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第23条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずることとします。

- （1）人権の擁護・虐待等の防止に関する委員会を設置し、それに基づいて担当者を選定します。
- （2）虐待を防止するための支援員等に対する研修の実施
- （3）成年後見制度の利用支援
- （4）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （5）その他虐待等の防止のために必要な措置

（職場におけるハラスメントの防止）

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（その他）

第26条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行します。

この規定は、令和5年4月1日から施行します。

この規定は、令和6年4月1日から施行します。

この規定は、令和7年9月15日から施行します。